

- トピックス  
「履歴書を書くのは数十年ぶり・・・」シニア世代の再就職支援！  
～東京しごとセンターのシニア向けセミナー～……………1
- 豊富な職務経験と能力を活かし、55歳以上の再就職をサポート！  
～東京しごとセンターシニアコーナーのサービス内容を紹介します～……………2～3
- 『若者ジョブサポーター』を募集しています！……………3
- 〔調査報告〕平成19年「中小企業の賃金事情」と  
労働時間・休日休暇に関する調査結果について……………4
- ～東京労働局からのお知らせ～改正最低賃金法の概要……………5
- 生活資金を融資します！～東京都中小企業従業員融資制度のご案内～……………5
- 〔イベントレポート〕第5回人づくり・ものづくりフェア東京……………6
- 職場での不安、電話で解消！～春の特別電話労働相談～……………6
- 〔レポート〕都庁で精神・知的障害者の職場体験実習を実施！……………7
- 労働相談情報センターのセミナー……………7
- 東京しごとセンターのセミナー……………8

TOPICS

## 「履歴書を書くのは数十年ぶり・・・」シニア世代の再就職支援！ ～東京しごとセンターのシニア向けセミナー～



セミナー参加者は少人数の場合が多いので、最後の質疑応答では気軽に質問できます。



約1時間のセミナーを、毎週4種類実施しています。

〔55歳以上の方のための再就職支援セミナー〕

- ①履歴書の書き方 毎週木曜日 13時半～14時半
- ②職務経歴書の書き方 毎週木曜日 15時～16時
- ③求人検索のポイント 毎週水曜日 13時半～14時半
- ④面接のポイント 毎週水曜日 15時～16時

〔問い合わせ・予約先〕

東京しごとセンターシニアコーナー ☎03-5211-2335

これから定年退職を迎え再就職を考えているシニア世代の方の中には、採用から一つの会社でずっと働いてきたという方もいらっしゃると思います。そんな方が就職活動を始めて履歴書を書こうとした時、「30年以上前に書いた履歴書と同じように書いたのでは、書類選考に勝ち残れない。」と話すのは、東京しごとセンター（千代田区飯田橋）のシニア向け「履歴書の書き方」セミナーの講師。このセミナーは、55歳以上の方を対象に毎週実施している『再就職支援セミナー』の一つで、しごとセンターシニアコーナーのアドバイザーが、日々の就業相談での実例を交えながら就職活動のポイントをアドバイス

しています。「一つの会社にしか勤めたことしかない」ので、職務経歴書が書けない、「会社名が変更となった場合は、どのように履歴書へ書けば良いか」、「子会社への出向も書いたほうが良いのか」など、シニア世代ならではの就職活動の悩みを解決するヒントが、数多く盛り込まれています。

セミナー受講後には個別相談にも応じており、一人ひとりのニーズにあわせて再就職をサポートしています。シニア世代で再就職をお考えの方は、ぜひ東京しごとセンターシニアコーナーをご利用ください。（シニアコーナーの様々な就職支援メニューは2～3面で紹介しています。）

## 東京しごとセンター(千代田区飯田橋)

# 豊富な職務経験と能力を活かし、55歳以上の再就職をサポート!

## ～シニアコーナーのサービス内容を紹介します～



東京しごとセンター1階の「シニアコーナー」は、55歳以上の方の再就職を支援する就業相談コーナーで、シニア専門のアドバイザーがそれぞれの方の希望に応じた仕事探しのアドバイスをしています。ハローワーク飯田橋高齢者職業相談室との連携による職業紹介や、キャリアカウンセリングも実施しており、様々なメニューで再就職をサポート。ここでは、「シニアコーナー」のサービス内容を、シニアコーナーのアドバイザーのインタビューを交えながらご紹介します。

### 希望にあわせて就職活動のポイントをアドバイス 「就業相談」

初めてシニアコーナーを利用する際は、まず相談カウンターでお一人ずつお話を伺います。記入していただいたハローワークの就職申込書に基づいて、これまでの職務経歴やこれからのお仕事探しの希望をお聞きし、高齢者の求人状況や今後の就職活動のポイントを交えてアドバイザーが相談を実施。仕事探しの方向性を決めるためのアドバイスや未経験職種への応募を考えるための心構えなど、個々の状況に応じて個別に相談を行います。



【利用時間】  
平日 9時～20時  
土曜 9時～17時  
日曜、祝日および年末年始  
(12月29日～1月3日)は休業

1ページでご紹介した「履歴書の書き方」などの『再就職支援セミナー』を受講した後、セミナー講師を担当したアドバイザーに、実際に作成した応募書類を見てもらうことも可能ですので、就職活動において迷ったり悩んだりした時には、気軽に相談することができます。

### シニア専門アドバイザーが求人企業へアプローチ

シニアコーナーでは、ハローワーク飯田橋高齢者職業相談室との連携により、ハローワーク求人が閲覧できます。高齢者向けの求人票を紙で見ることができ、自己検索機を使うのが苦手な高齢者の方でもゆっくりと閲覧することができます。



広いスペースでじっくりと求人票を閲覧できます。

また、求人の中から応募や面接の希望がある場合には、アドバイザーが求人企業へ問い合わせや紹介業務を実施。シニア専門アドバイザーならではのアプローチで、紹介に結びつくチャンスを拓けます。

### 就職活動の方向性が定まっていない方に 「キャリアカウンセリング」(予約制)

就職活動の方向性が定まらずに迷っている方などに対しては、キャリアカウンセラーの資格を保有するアドバイザーがキャリアカウンセリングを実施。お一人約50分程度の予約制で、別フロアの個別カウンセリングルームにてじっくりとお話をお伺いします。「これまでの経験を活かした職種で就職活動をしているが、何社応募しても採用にならない」、「定年後は、余暇を楽しみながら仕事をしたいが、どのような職種を考えれば良いか」など、これからのライフプランも含め仕事に関する様々な問題についてサポート。シニア専門のアドバイザーがカウンセリングを行うので、高齢者の労働市場や就職事情をとらえた上で、再就職に向けて問題点を整理しながらアドバイスします。



カウンセリングは個室で行うので、他の利用者の方を気にすることなく相談ができます。

さらに、カウンセリング後はシニアコーナーで、同じアドバイザーが就業相談から職業紹介まで担当することも可能なので、就職にむけての継続的支援を受けることができます。

### 様々なセミナーやミニ就職面接会など シニア世代向けに実施

この他、高齢者の再就職事情にあわせた内容のセミナーも随時、実施。団塊の世代を対象に、ライフプランから再就職のノウハウまで総合的に学ぶ「再就職支援総合セミナー」や、マンション管理員など未経験の職種で採用となった方や業界団体の方を講師に招き、再就職までの心構えや仕事内容について話しを聞く「職種転換セミナー」など、様々なセミナーを行っています。

また、ハローワーク飯田橋高齢者職業相談室との連携により、高齢者で求人を募集している企業と面接を行う「ミニ就職面接会」も実施。年齢の壁を超えて応募機会の拡大を図り、高齢者の豊富な経験と能力を活かした再就職を目指します。

## ★シニアコーナーアドバイザーにインタビュー★ ～高齢就業支援係長 宇佐美雅之さんに聞く～

ー 55歳以上の方を対象としたシニアコーナーでは、どのような方の利用が多いですか？

(宇佐美) 定年退職後も働きたいという方がほとんどで、就業意欲の高い方が多いですね。特に最近、団塊の世代の方の利用が増えてきているのですが、趣味も楽しみ仕事もある程度のやりがいを持って働きたいという意識を高く持った方が多くなってきている気がします。

ー 団塊世代の方の大量退職により、シニアコーナーでは何か大きな変化はありましたか？

(宇佐美) 利用者が急激に増えるということもなく、特に大きな変化は感じていません。高年齢者雇用安定法の改正により定年の引き上げや継続雇用制度などで、引き続き働いている方が多いのかもしれないですね。

ー 高年齢者の方は、どのような仕事で再就職が決まっているのでしょうか？

(宇佐美) 企業側から高年齢者で求人ニーズが高いのは、マンション管理員やビルなどの警備員、調理補助、清掃など技能・労務系の職種です。一方、利用者の皆さんは、定年後も事務系の仕事に就きたいと希望する方が多く、そのミスマッチをどのように解消するのが、シニア世代の再就職のポイントの一つだと思います。

ー 具体的には、どのような相談をしているのですか？

(宇佐美) 例えば、週3～4日の事務の仕事をしたいという方がいらっしゃったら、事務の求人は週5日勤務が多く、週3～4日の勤務であれば

マンション管理員の求人が多いですよ、勤務日数と仕事内容のどちらを重視して就職活動をしますか・・・といった具合にアドバイスをしながらか希望を伺い、相談をすすめるようにしています。私達は毎日、求人企業の担当者へ電話で問い合わせなどをしていますので、シニア世代の労働市場にあわせたアドバイスをすることができると思います。

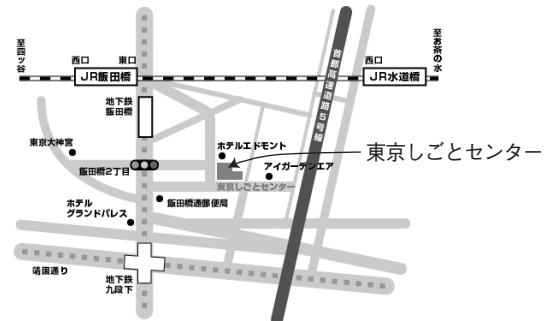
ー ところがシニアコーナーの特徴と言えるようですね。

(宇佐美) あくまでもアドバイザーは再就職のお手伝いしかできませんが、「もう歳だから」とあきらめてしまう前に、ぜひシニアコーナーをご利用いただきたいと思います。



高齢就業支援係長  
宇佐美雅之さん

【東京しごとセンター案内図】



千代田区飯田橋3丁目10番3号

【問い合わせ先】 東京しごとセンターシニアコーナー  
☎03-5211-2335  
HP <http://www.tokyoshigoto.jp/>

～企業、公益法人、NPO法人等の皆様へ～

## 『若者ジョブサポーター』を募集しています！

行政とともに若者の就業支援に取り組み、若者のチャレンジを応援してください

東京都では、若者の職業的自立を促進するため、行政とともに、若者の就業支援に取り組んでいただける企業等『若者ジョブサポーター』を募集しています。未来を担う若者の育成に、ご協力をお願いします。

【取組例】

- ☆職場見学の受入れ
- ☆インターンシップ又は職場体験の受入れ
- ☆講演会等の実施
- ☆各種セミナー等への講師派遣
- ☆会場等の提供
- ☆広報への協力 など

【若者ジョブサポーターになると】

- ☆東京都ホームページ「TOKYOはたらくネット」に企業名、取組内容等を公開
- ☆東京都の印刷物に企業名等を掲載
- ☆標語「(貴社名)は東京都の若者ジョブサポーターです」を公式に使用

【登録の申込受付】

(1) 申込書の配布場所

都庁窓口、産業労働局雇用就業部就業推進課、東京しごとセンター(千代田区飯田橋)で配布。また、HP「TOKYOはたらくネット」から申込

書のダウンロードができます。郵送を希望される場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 申込書類

- 若者ジョブサポーター登録申込書
- 会社案内(会社概要、所在地などが分かるもの)
- ※申込書にHPアドレスが記入され、HPで会社概要が確認できる場合は不要

(3) 申込方法 メール、FAX、郵送

【申込み、問い合わせ先】

産業労働局雇用就業部就業推進課就業推進係  
〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1 第1本庁舎31階

電話：03-5320-4684

FAX：03-5388-1458

メール：jobsupporter@hataraku.metro.tokyo.jp

※HPから登録企業をご覧いただけます。

詳しくは HP TOKYOはたらくネット

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

## 〔調査報告〕平成19年「中小企業の賃金事情」と労働時間・休日休暇に関する調査結果について

産業労働局では、毎年、都内中小企業における賃金等の実態を調査（労働時間・休日休暇に関する調査は隔年実施）しています。この調査は、従業員300人未満の中小企業を対象とした労働条件の詳細な調査で、賃金をはじめとした労働条件改善の資料として、中小企業の労使の皆様にご利用いただいております。このほど、平成19年の調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

(1) 調査時点：平成19年7月31日現在

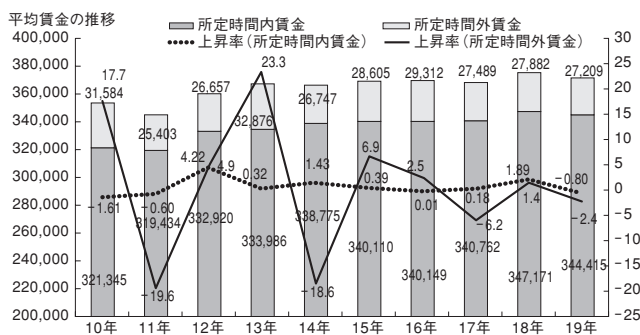
(2) 調査対象：都内3,500社 有効回答数1,184社（有効回答率33.8%）

### 平成19年「中小企業の賃金事情」調査の概要

#### 平均賃金は、所定時間内外とも前年より減少

19年7月の全常用労働者（役付者を含む）の平均賃金は、所定時間内賃金が344,415円で前年調査より2,756円（0.8%）減少しました。

また、所定時間外賃金は27,209円で前年調査より673円（2.4%）減少しました。



#### モデル賃金において、初任給は増加し、一方、60歳時の賃金は減少

モデル賃金における初任給は、高卒170,205円、高専・短大卒184,199円、専門学校卒185,256円、大学卒202,696円となり、高卒を除き前年と比べ増加しました。

一方、60歳時の賃金は、専門学校卒を除き前年と比べて減少しました。

※ モデル賃金とは、新規学卒入社した者が、普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規程及び昇給事情のもとで、通勤手当を除く所定時間内賃金の固定部分が、勤続年数に応じてどのように上昇するか算出したものをいいます。

年齢	扶養家族数	高校卒		高専・短大卒		専門学校卒		大学卒	
		所定時間内賃金	対前年上昇率	所定時間内賃金	対前年上昇率	所定時間内賃金	対前年上昇率	所定時間内賃金	対前年上昇率
18	0	170,205	-0.6	—	—	—	—	—	—
20	0	176,976	3.3	184,199	1.1	185,256	0.8	—	—
22	0	195,143	0.6	198,842	-0.1	198,647	0.2	202,696	0.4
25	0	215,106	0.4	220,470	1.5	218,589	1.6	228,615	-0.4
30	2	264,796	1.1	269,434	1.3	270,287	2.9	281,636	1.0
35	3	304,778	0.5	310,152	-1.0	313,959	1.7	330,603	-0.6
40	3	347,743	0.3	359,493	-0.9	361,317	1.8	379,454	-1.4
45	3	392,515	1.5	402,160	-0.7	404,148	1.6	426,182	-1.7
50	3	427,570	0.6	437,620	-1.5	439,697	0.2	464,386	-3.3
55	2	452,983	0.6	461,824	-1.7	468,137	1.0	492,637	-3.3
60	1	450,480	-1.4	457,638	-1.8	468,374	1.7	489,706	-1.3

#### 労働時間は男性・女性ともに増加

男性の月間平均所定内実労働時間は、163時間11分（産業計）で、前回調査に比べて2時間08分長くなっており、平均所定外実労働時間は、17時間10分で、前回調査に比べて42分長くなりました。

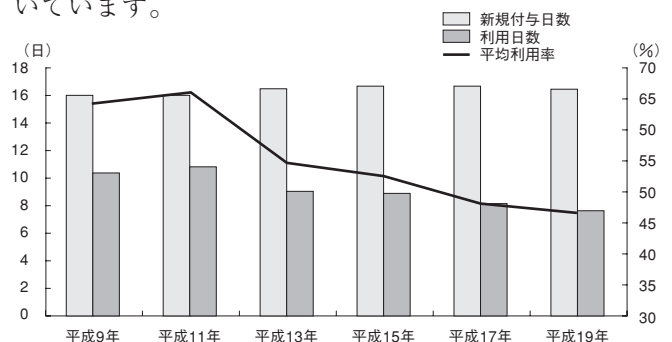
また、女性の月間平均所定内実労働時間は、158時間29分（産業計）で、前回調査に比べて1時間39分長くなっており、平均所定外実労働時間は、8時間51分で、前回調査に比べて13分長くなりました。

#### 月平均労働時間（産業計）

労働時間	所定内	所定外	男性		女性	
			平成19年	平成17年	平成19年	平成17年
			163時間11分	161時間03分	158時間29分	156時間50分
			17時間10分	16時間28分	8時間51分	8時間38分

#### 年次有給休暇の利用率は減少傾向

年次有給休暇の利用日数は7.7日で、前回調査に比べて0.5日減少しました。平均利用率は46.6%で、前回調査より1.6ポイント下回り、利用日数、平均利用率ともに、平成11年以降、減少傾向が続いています。



なお、調査報告書については、**HP TOKYO**はたらくネット (<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>) からダウンロードすることができます。

**【この調査の問い合わせ先】**  
**東京都労働相談情報センター 相談事業課**  
**☎03-5211-2200**

## ～東京労働局からのお知らせ～ 改正最低賃金法の概要

最低賃金法の一部を改正する法律が可決成立し、昨年12月5日に公布されました。

今回の改正は、就業形態が多様化する中であって、社会経済の変化に対応し、最低賃金制度が労働者の労働条件の下支えとしての機能を十分に果たすようにするため、必要な見直しが行われたものです。

施行日は公布から一年以内の範囲内で政令で定められることとなっており、施行のための省令も今後示される予定ですが、今回は改正点の概要についてお知らせします。

### 1 総則関係 — 最低賃金は時間額に一本化されます。

- (1) 最低賃金は、従来は、時間、日、週、又は月によって定めることとなっていました。改正により時間額に一本化することとされました。(第3条関係)
- (2) 最低賃金の「適用除外」制度は「減額の特例」制度に変わります。

一定の方で都道府県労働局長の許可を得た場合には、従来は最低賃金が適用除外されることとなっていました。改正により、許可を得た場合には「最低賃金額から一定の率を減額した額」をその方が適用される最低賃金額とすることとなりました。(第7条関係)

特例の対象となるのは、次の方です。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試の試用期間中の者
- ③職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定めるもの
- ④軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

### 2 地域別最低賃金 — 最低賃金と生活保護との整合性を図ることとされました。

- (1) 地域別最低賃金は全国47都道府県についてあまねく決定されなければならないことが、明文化されました。(第9条第1項関係)
- (2) 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないと定められました。(第9条第2項関係)
- (3) 地域別最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされました。(第9条第3項関係)

### 3 特定最低賃金 — 産業別最低賃金は特定最低賃金に変わります。

- (1) 労働者又は使用者を代表する者は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、一定の事業若しくは職業に係る最低賃金の決定、改正、廃止を申し出ることが、また都道府県労働局長はその申し出を受けて、最低賃金審議会の意見を聴いて、当該特定最低賃金の決定、改正、廃止ができることとなりました。(第15条第1項、第2項関係)
- (2) 現に効力を有する産業別最低賃金は、特定最低賃金とみなされます。(附則第5条第1項関係)
- (3) 特定最低賃金については最低賃金法の罰則は適用されません。

なお、特定最低賃金が適用される労働者と労働契約を結ぶ場合、使用者は当該特定最低賃金額以上を契約賃金額とする必要があり、契約した賃金を支払わない場合は労働基準法に違反することとなります。

### 4 派遣労働者に対する最低賃金

#### — 派遣先事業場に係る最低賃金が適用されることとなりました。

従来は派遣中の労働者には、派遣元事業場の地域に設定されている最低賃金が適用されていましたが、改正後は地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、派遣先の事業場の地域に設定されている最低賃金が適用されることとなりました。(第13条関係、第18条関係)

### 5 罰則規定の強化

罰金額が2万円以下から50万円以下に引き上げられます。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課

03-3512-1614 (直通)

又は最寄りの労働基準監督署まで

東京労働局 [HP http://www.roudoukyoku.go.jp](http://www.roudoukyoku.go.jp)

## 中小企業で働く方へ生活資金を融資します! ～東京都中小企業従業員融資制度のご案内～

■東京都では、都内に在勤又は在住の中小企業従業員の方に生活資金を低利で融資しています。

◆**申込条件** 次の条件をすべて満たす方

- ①都内に在住・在勤の中小企業従業員
- ②現在の勤務先に6か月(育児・介護は1年)以上勤務し、同一住所に3ヶ月以上居住

③年収(税込)が800万円以下

④都民税、住民税を既に納付されている方

⑤借入金の使途が生活の安定のためであって、返済能力のある方

#### 一般生活資金「さわやか」

融資限度額：70万円以内 特例で100万円以内  
◇医療費◇教育費◇冠婚葬祭費◇住宅の増改築費  
年利：2.0%

#### 育児・介護休業者生活資金「すくすく」「ささえ」

融資限度額：100万円以内  
※育児休業取得期間が3ヶ月以下の場合は50万円以内  
年利：1.8%

【問い合わせ先】 産業労働局労働環境課  
☎03-5320-4652  
中央労働金庫  
☎0120-86-6956

※融資にあたっては審査があります。  
詳細は、[HP TOKYOはたらくネット](http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/index.html)をご覧ください。  
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/index.html>

【イベントレポート】第5回人づくり・ものづくりフェア東京

## 東京の「ものづくり」～匠の技に出会う!見る!体験する! ～約47団体の「技」の披露に、2日間で約4,000人の来場者でにぎわう～

1月30日(水)、と31日(木)の2日間、産業貿易センター浜松町館(港区海岸)で「第5回人づくり・ものづくりフェア」が開催されました。このフェアは、ものづくりや技能の重要性について都民の方に理解を深めていただくために毎年行っており、第5回目の開催となった今年は2日間で約4,000人の方が来場。熱気あふれる会場の様子をレポートします。

今回の人づくり・ものづくりフェア東京は、産業貿易センター浜松町館3階の展示室フロア約1,700㎡に47団体のブースが出演。それぞれのブースでは、作品を展示するだけではなく、ネームプレートや布団製作などの実演コーナー、和本製作や石印彫刻など来場者の方が参加してものをつくる体験コーナー、貴金属や木工製品などの即売コーナーなど、趣向を凝らした内容で来場者に優れた「技」を披露しました。特にステージで発表された催し物は、花嫁の着付けや式包丁儀式など普段みることのできない「匠の技」が披露され、貴重な機会に出会えた来場者は惜しめない拍手を送っていました。また、美容師がその場で髪をカットするワンコインカット、ネイルアートやハンドマッサージなど「技」を身につけた技能者のサービスを受けることができるコーナーもあり、順番待ちとなるほどの人気でした。

東京都からは、職業能力開発センター・校や都立工業系高校のブースが出演。職業能力開発センター・校では、ビニール床タイルの壁かけ製作や工作教室の実施や、木工技術科で製作した和飾り棚などの木工製品の販売が行われ、抽選となるほどの人気の高い作品もありました。

多くの技能者と都民の方が、「技」を通じてものづくりや技能を持つ人づくりにふれた2日間。今年も大盛況で終了しました。



「雅流花嫁着付」  
ステージ上で白無垢姿の花嫁の着付けを披露

**出会う 匠の技**  
着付け、花嫁のお支度とお色直し、座布団の綿入れ、式包丁儀式、椅子製作、タイル加工と目地つめ、釘の付け方・縫い方、ミシン加工、袋物ほか



東京都日本調理技能士会による「式包丁儀式」  
魚に手を触れずに包丁と真魚箸(まなばし)だけで調理する宮中の儀式を、多くの方が食い入るように見つめていました。

### つくる 体験

和本づくり、花瓶敷き作り、スツール、石印彫刻、タイルモザイクによるトレイ、コースター作り、野菜の剥削、ネイルアート、ワンコイン・カット、布を使った小物作りほか

「ワンコイン・カット」  
子供から年配の方まで、男女問わずテキパキと髪を切っていました。



### 見る 展示

美容、貴金属装身具、印章彫刻、日本料理、着物、洋装、洋服、建築、家具、建具、木工、機械、板金、塗装、歩行補助具、車椅子、製本、畳、表装、寝具、テント、靴、ミニガーデン、カレンダー作品ほか

城南職業能力開発センター大田校のブースでは、授業で製作したクレーンゲームを楽しむことができました。



職場での不安、  
電話で解消!

～春の特別電話労働相談～

- ◆日時 3月6日(木)・7日(金) 10時～19時  
(7日(金) 15時～17時は弁護士も対応します。)
- ◆相談電話番号 03-5211-2347

採用や人事異動の季節を迎えるこの時期、労働相談情報センターでは、特別電話労働相談を実施します。

この相談会では、賃金・労働時間など就職の際に大切な労働条件の確認ほか、サービス残業、解雇、セクシュアルハラスメントなど、働く上での様々な疑問や悩みについて相談に応じます。

また、この春施行の労働契約法や改正パートタイム労働法などへの対応など、企業の労務担当の方等からの相談もお受けします。

どうぞお気軽にお電話ください。

【問い合わせ先】 東京都労働相談情報センター  
☎03-5211-2200

【主催・共催団体】人づくり・ものづくりフェア東京実施協議会  
東京都職業能力開発協会/東京都認定職業訓練協議会  
東京都技能士会連合会/東京都・都立職業能力開発センター・校  
【後援】港区/中央職業能力開発協会/社団法人全国技能士会連合会  
【参加高等学校等】  
都立産業技術高等専門学校/都立六郷工科高等学校/  
都立芸高等学校/大森学園高等学校

## 「あんしん共済」に加入しませんか?

病気がケガで仕事ができなくなった場合、共済金を支払います。

### ◆加入対象者

都内在住・在勤の専門的家内労働者、従業員4人以下の製造業・製造小売業を営む個人事業主、家族従事者

### ◆対象年齢 満15歳～69歳

【問い合わせ先】(財)東京都中小企業振興公社  
☎0120-816093(フリーダイヤル)

## レポート 都庁で精神・知的障害者の職場体験実習を実施!

1月21日(月)～2月1日(金)の期間、都庁第1庁舎の産業労働局にて、精神障害者、知的障害者の職場体験実習が行われました。同局内では、11月にも雇用就業部で職場体験実習が行われましたが、今回は局内の全ての部に実習を拡大し、都内の就労支援機関より10名の実習生が参加しました。特に、精神障害者は今回が初めての受入れとなりました。

事前に、各就労支援機関のジョブコーチと受入れ担当職員が打合せを行い、実習生の特性や、経験したことのある業務、経験してみたい業務を把握した上で、作業スケジュールを決定しました。また、実習受入れを担当する職員向けに、横浜市役所での取組を紹介するミニ講演会を実施するなど、実習生を受け入れる準備を整えました。

実習生の元気な挨拶から実習が始まります。コピー用紙の補充やリサイクルボックスの整理といった朝の定例作業を終えた後は、各課に配属され、担当職員による指導のもとパソコンでの名刺作成や入力作業、シュレッダー、文書の配送などを体験します。始めは慣れない環境の下、緊張や疲れが見られましたが、日を重ねるごとに作業の効率が良くなり、実習の後半では、ジョブコーチのサポートがなくても仕事に取り組む姿も見られました。

職場実習の意義は、障害者が一般就労を実現させる

ためのステップとして様々な経験を積んでいただくことです。「今まで経験したことのない作業ができた」、「職員の方と色々な話ができた、コミュニケーションをうまく取れるようになった」といった実習生の声も聞かれました。



オフィス内で切り抜き作業を行う実習生

そして、もう一つの意義としては、都庁の職員に知的障害者等の雇用への理解を深めてもらうことがあげられます。実習生の受入れにあたり、「どのような仕事ができるのだろう」といった不安があったものと思われそうですが、終了後には「昨日まで質問しながらやっていた仕事を、今日は誰にも聞かずにやり遂げられるようになっていた」、「作業が速く正確で驚いた」といった声も聞かれました。今後もこの取組を都庁内外に広め、障害者雇用への理解を進めていきたいと考えています。

このほか、東京都では、障害者にとっても、企業にとってもより良い就業環境を整備できるよう、「障害者職域開拓支援事業」や、来年度から新たに開始する「東京ジョブコーチ支援事業」など、様々な事業を行っています。

**【問い合わせ先】産業労働局就業推進課**  
☎03-5320-4663

### 職業能力開発センターの募集

- 職業能力開発センターのキャリアアップ講習 3月受付分  
現在働いている方を対象に夜間や休日に実施する仕事に役立つ短期講習
- ◆講習 3次元CAD、財務会計(勘定奉行)、1級簿記受験対策、第二種電工受験対策、色彩検定2級受験対策、C言語等全73コース
- ◆費用 授業料1,600円～6,500円 ほかに教科書を各自購入

### 〔在職者向け〕キャリアアップ講習

- ☎ 往復はがきは3月8日(消印有効)
- FAX は3月10日までに必要事項を書き直接実施校へ  
インターネットは3月10日までに下記HPから申込  
講習内容・日程・実施校の詳細は、
- HP <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/> か
- FAX 情報サービス 03-3820-1200 (BOX番号12345)にて
- 【問い合わせ先】産業労働局能力開発課  
☎03-5320-4719

### 労働相談情報センターの労働セミナー

日時	セミナー名	講師	場所	定員	申込み先・問い合わせ先
3月7日(金) 12日(水)	14時～ 16時	知っておきたい労働契約法と 賃金に関する法律問題	弁護士 岩出 誠氏	南部労政会館 第5・6会議室	100名 労働相談 情報センター 大崎 03-3495-4915
3月5日(水) 11日(火)	14時～ 16時	現代の労務管理 ～企業の社会的責任とは～	早稲田大学 教授 島田 陽一氏 千葉経済大学短期大学部 教授 杉田 あけみ氏	労働相談情報 センター池袋 3階セミナー室	100名 労働相談 情報センター 池袋 03-5954-6505
3月6日(木) 11日(火) 13日(木) 14日(金)	18時半～ 20時半	労働者の人権と労働運動	映画批評家 木下 昌明氏 連合非正規対策局長 龍井 葉二氏 弁護士 鴨田 哲郎氏 弁護士 江上 千恵子氏	労働相談情報 センター池袋 3階セミナー室	100名 労働相談 情報センター 池袋 03-5954-6505
3月6日(木) 11日(火)	19時～ 21時	はじめてでもわかる! パートタイムで働く、雇う時のポイント	弁護士 菅沼 友子氏 社会保険労務士 森山 俊子氏	清瀬市男女共同 参画センター (アイレック) 会議室	50名 労働相談 情報センター 国分寺 042-323-8511

☆セミナーの募集は、全て申込み先着順です。定員に達した場合は、申込み受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。

☆TOKYOはたらくネット (<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>) から申込みができます。

## 〔求職者向け〕東京しごとセンターのセミナー・講習



☆東京しごとセンター HP から一部のセミナーの申込みが可能です。HP <http://www.tokyoshigoto.jp/>

☆会場は東京しごとセンター：千代田区飯田橋3-10-3（一部を除く）

★申込み・問い合わせ先：ヤングコーナー ☎03-5211-2851

対象者	セミナー名	内 容	日 時	定員
入社後 3年目 以内の 若手社員	「使えるしごとカアップ講座～ スピーチカアップ編～」	少数でも大人数の前でもプレゼンテーションのスピーチができるようになるポイントを学び、実践してみる講座です。トレーニングを通して、「共感を得ながら納得してもらう」効果的なスピーチの方法を学びます。	3月15日(土) 13時～ 16時	30名
	「就活倶楽部」 ～就職のための基礎力を養おう!～	就活の必須要素を4日間でマスターできます。 「就活start up」 「自己分析～自分の魅力・強みを把握しよう」 「人事が喜ぶ応募書類作成講座」 「知って得する面接トーク&マナー」	3月10日(月) ～13日(木) 全4回	15名
	「ジョブパーティ」	企業担当者から仕事の内容や必要なスキルが直接聴けるチャンスです。気になる業界知識を広げましょう。面接会ではありませんので、気軽な気持ちでご参加いただけるイベントです。	3月19日(水) 13時～ 17時半	50名
34歳 以下	「グループディスカッション対策講座」	グループディスカッションを通して、採用担当者は何をみたいのか?気をつけなければならないことは何か?実践的に学びます。	3月7日(金) 13時～ 16時	22名
	自己分析実践バック	自分の強みを見つけ、自己PRの完成を目標に、グループディスカッションを通じて自分の気づかない自分に気づく、自己分析を徹底的に行う2日間連続の講座です。	3月17日(月) ～18日(火)	22名
	ビジネスマナー講座	挨拶、姿勢、言葉遣いを中心に、就職後も役に立つビジネスマナーを講義やロールプレイングを通して学びます。	3月14日(金) 13時～ 16時	22名
	「グループ面接対策講座」	グループ面接の実践練習を通して、個人面接との違いや共通点を学びます。自分らしく面接に向かえるようポイントをわかりやすくレクチャーし、対策を練ります。	3月21日(金) 13時～ 16時	22名
34歳 以下 (学生 不可)	「就職基礎能力速成講座」 ～厚生労働省「YESプログラム」認定講座～ ※高校、大学等の学生は対象になりません。	ビジネスマナーや職場におけるコミュニケーション能力など、就職のための基礎的能力を体系的に一貫した形で習得する講座です。グループワークやロールプレイングを数多く活用し、実践に即したカリキュラムはビジネスや就活の場面で大いに役立ちます。	3月10日(月)～ 14日(金) 9時半～ 16時半	30名

★申込み・問い合わせ先：総合相談係 ☎03-5211-1571 ◆東京しごとセンター内で、満1歳から未就学児までの予約制の無料託児があります。

対象者	セミナー名	内 容	日 時	定員
女性	女性向け再就職準備セミナー 「適性検査+先輩ワーカーの話聞いて 就職活動に役立ててみませんか?」	職業適性検査「女性の就職準備ワークシート」を実施して、さまざまな経験を持つ女性先輩ワーカーのお話を聞き、今後の就職活動に役立ててみませんか?	3月18日(火) 10時～ 15時	50名
30歳～ 54歳	求職活動支援セミナー ～魅せる自分で面接をリードしよう!! =3秒で差をつける“第一印象アップ術”=～	面接では第一印象がとても大切といわれます。「この人といっしょに働きたい!」と思ってもらうために、あなたの魅力を伝える方法を考えてみましょう。第一印象は大きく変わります!!	3月12日(水) 13時半～ 15時半	100名
	求職活動支援セミナー ～面接における自己アピールのための アサーティブコミュニケーション～	コミュニケーションスキルは就職活動を成功させる上で欠かせないスキルです。コミュニケーションの基本を振り返りながら、一歩進んだ「協調的なアサーティブコミュニケーション」を学びます。	3月19日(水) 13時半～ 15時半	100名

★申込み・問い合わせ先：能力開発係 ☎03-5211-2327

対象者	講 習 名	内 容	日 時	定員	申込み先・問い合わせ先
55歳 以上	高齢者のための就職支援講習 「ケアスタッフ(ヘルパー2級)」	生活援助・在宅介護のスタッフとして一般の家庭で働く上での注意点、家事や介護法を学びます。講習修了後、関連企業で働きたい方のための講習です。(ホームヘルパー2級課程) ◆会場 東京しごとセンター及び都内の介護施設等での実習あり	4月21日(月)～ 6月24日(火) (全26日間) 9時～17時の 指定した時間	30名 (体力測定と 個人面談に よる選考 あり)	3月10日(月)(消印有効) 往復はがきに講習名・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・ 電話番号を書き、郵送(封書の場合、返信用はがきを同封) 東京しごと財団能力開発係 〒102-0072千代田区飯田橋3-10-3

## 〔求職者向け〕東京しごとセンター多摩のセミナー

☆会場は東京しごとセンター多摩：国分寺市南町3-22-10東京都労働相談情報センター国分寺事務所内

★申込み・問い合わせ先：東京しごとセンター多摩 ☎042-329-4524

対象者	セミナー名	内 容	日 時	定員
34歳以下	就活セミナー 「ベーシック&アドバンス」	①1日目「就活ベーシック」就活の進め方や自分の隠れた経験や長所の探し方から、応募書類の作成のポイント。 ②2日目「就活アドバンス」選考ポイントや面接でのマナーなど。 ※1日だけのご参加、両日のご参加、どちらでも結構です。	①3月12日 (水) 10時～ 16時 ②3月13日 (木)	各30名
30～54歳	1日で学べる 再就職活動のテクニック	再就職活動における課題の整理、自分の強み発見、求人情報の探し方、採用担当者に評価される応募書類の書き方、面接の受け方、面接ロールプレイング等、演習を織り交ぜた参加型講習です。	3月19日 (水) 13時～ 17時	50名
55歳以上	1日で学べる 再就職活動のテクニック	高齢者を取り巻く労働市場の現状と人材ニーズの分析、採用担当者に評価される応募書類の書き方、自分を上手に表現できる面接の受け方等、就職活動のノウハウをわかりやすく解説します。	3月26日 (水) 13時半～ 16時半	50名
団塊の 世代	定年退職後の働き方を考える	団塊の世代の方を対象に、ライフプランの作成、定年後の再就職に向けた様々なノウハウについて解説します。	3月11日 (火) 13時～ 17時	50名

※セミナーの参加にあたり、東京しごとセンター利用登録に未登録の方は、当日東京しごとセンターの利用登録をしていただきます。

オリンピックを日本に、  
2016年!

東京都産業労働局  
雇用就業部調整課発行

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話(5320)4646

2008年(平成20年)2月25日発行 第1226号  
昭和22年8月25日創刊  
印刷規格表1類 印刷番号(18)59  
印刷 株式会社メリット・ケー